

「地域の学びと実践プラットフォーム」構築に向けた重点事項 (社会教育施設関係)

公民館・公民館職員数の推移

・公民館数は年々減少し、令和3年度には、約13,200館となっている。

1. 公民館数の推移

区分	H11	H14	H17	H20	H23	H27	H30	R3
市立	7,944	7,977	11,167	11,578	10,624	10,103	9,660	9,282
町立	8,383	8,144	5,046	3,807	3,524	3,491	3,360	3,272
村立等	1,930	1,826	930	558	533	577	612	609
合計	18,257	17,947	17,143	15,943	14,681	14,171	13,632	13,163
市町村数	3,252	3,241	2,248	1,810	1,743	1,741	1,741	-
うち公民館設置 市町村数	2,983	2,950	2,004	1,595	1,501	1,448	1,421	-
設置率	91.7%	91.0%	89.1%	88.1%	86.1%	83.2%	81.6%	-

2. 公民館類似施設数の推移

区分	H11	H14	H17	H20	H23	H27	H30	R3
市立	333	405	708	422	496	447	438	425
町立	414	407	291	167	187	187	182	180
村立等	59	60	40	34	35	36	29	30
合計	806	872	1039	623	718	670	649	635

3. 公民館職員数の推移

区分	H11	H14	H17	H20	H23	H27	H30	R3
館長・分館長	17,683	17,588	16,486	15,371	14,092	13,389	12,594	12,185
公民館主事	18,484	18,099	17,127	15,090	13,988	12,954	12,011	11,448
その他の職員	18,122	18,909	18,617	20,310	18,261	18,799	18,379	18,071
合計	54,289	54,596	52,230	50,771	46,341	45,142	42,984	41,704

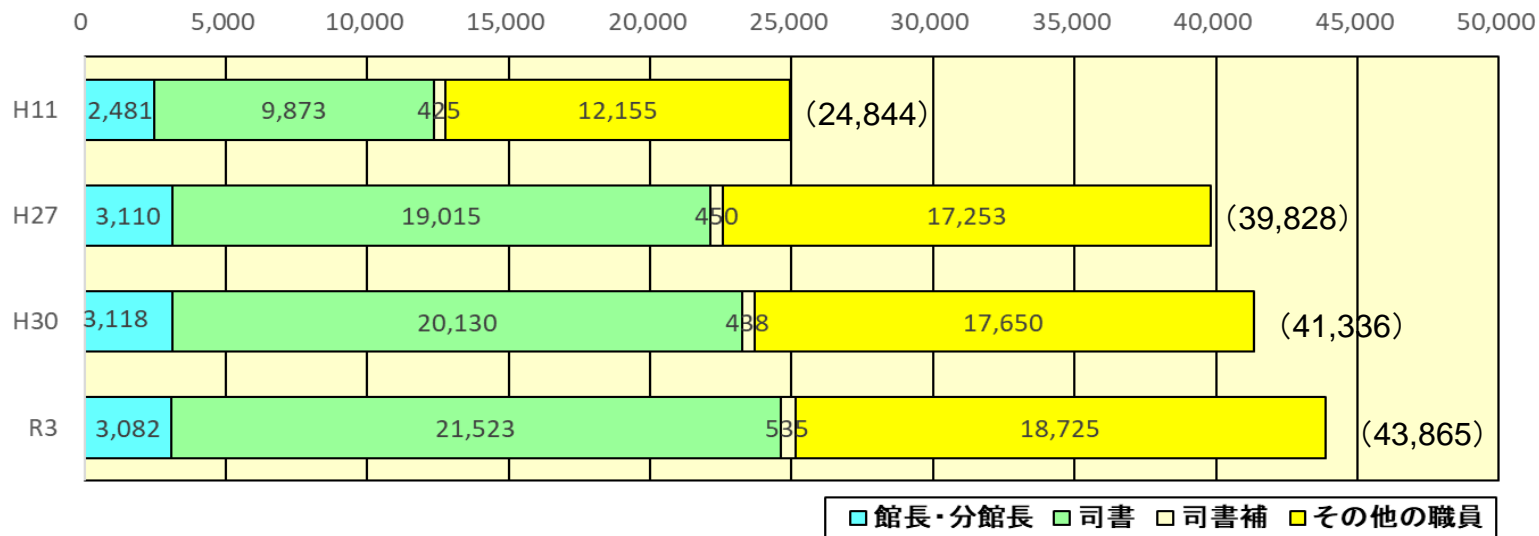
図書館数・図書館職員数の推移

《 図書館数の推移 》

	H 1 1	H 2 7	H 3 0	R 3
都道府県立	65	59	59	59
市(区)町村立	2,493	3,249	3,279	3,319
その他	34	23	22	22
合 計	2,592	3,331	3,360	3,400

※平成20年度調査から、都道府県・市町村首長部局所管の「図書館同種施設」を含む

《 図書館職員数の推移 》



	H 1 1	H 2 7	H 3 0	R 3
館長・分館長	2,481	3,110	3,118	3,082
司 書	9,783	19,015	20,130	21,523
司書補	425	450	438	535
その他	12,155	17,253	17,650	18,725
合 計	24,844	39,828	41,336	43,865

社会教育施設の集約化・複合化の事例

・社会教育施設の集約化・複合化は、効率的な施設整備・運営だけでなく、複合化した施設間の相乗効果も期待できる。また、社会教育施設の整備や事業の質の向上には、民間の力の活用も重要。

①複合施設としての相乗効果

東根市公益文化施設 まなびあテラス(山形県東根市)

■施設概要／図書館・美術館・市民活動支援センター

■具体的事例／

図書館と美術館でそれぞれの催事に連動したイベントを開催することで、集客力を互いに享受できるようになった。

展覧会与連動した図書館での蓄音機ライブの開催



③コスト削減を含めた管理運営の工夫

三重県総合センター(三重県津市)

■施設概要／文化会館・生涯学習センター(図書館含む)・男女共同参画センター

■具体的事例／

効果的な運営とともに、省エネルギー対策として利用するエネルギー源の効率的選択により、大幅なコスト削減を行った。

三重県総合センター外観



②計画時の住民意見の採用

おおい町里山文化交流センター(福井県大飯郡おおい町)

■施設概要／公民館・図書館

■具体的事例／

市民による任意団体が利用者の立場で施設について検討、首長への提言を経て、基本設計に反映された。また施設の役割について考えるワークショップを行政と住民の共催で行った。



施設のあり方を考えるワークショップ
“みんなで考える集い”

④地域コミュニティの拠点づくり・にぎわいづくりへの貢献

オガールプラザ(岩手県柴波群紫波町)

■施設概要／図書館・地域交流センター・子育て応援センター・民間施設

■具体的事例／

施設整備により、エリア内で200人の雇用が生まれたとともに、エリア価値が高まったことで、さらなる民間投資を生み、最寄り駅を中心に人口が増加した。

オガールプラザ外観



⑤民間の力の活用

稲城市立 i プラザ(東京都稲城市)

■施設概要／生涯学習コミュニティ施設・図書館・児童青少年施設・ホール・市役所出張所

■具体的事例／PFI事業者独自の発想・ノウハウが発揮された事業企画や、他の既存文化センター及び地元団体との連携がなされている。



i プラザ外観
(北東メイン入り口側)

公民館のガバナンス(公民館運営審議会)

・公民館運営審議会の設置館率は減少傾向にあるが、公民館運営審議会の委員は社会教育関係者だけでなく、学校教育関係者や学識経験者等の幅広い人材が委員となっている。

1. 公民館運営審議会

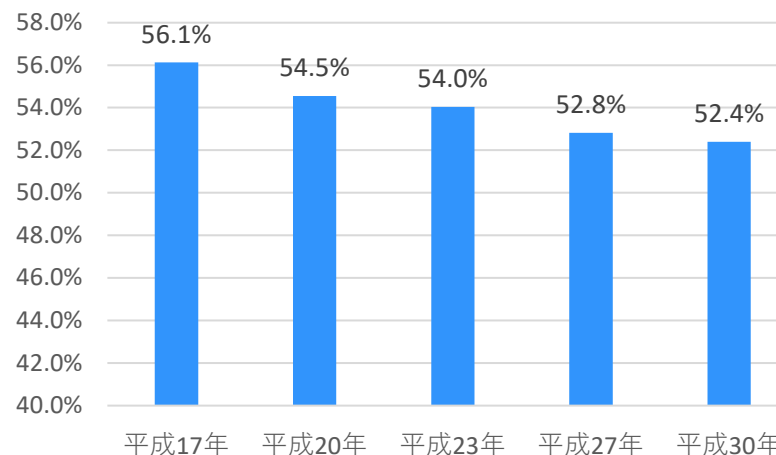
(1-1) 公民館運営審議会等の設置館数

(館)

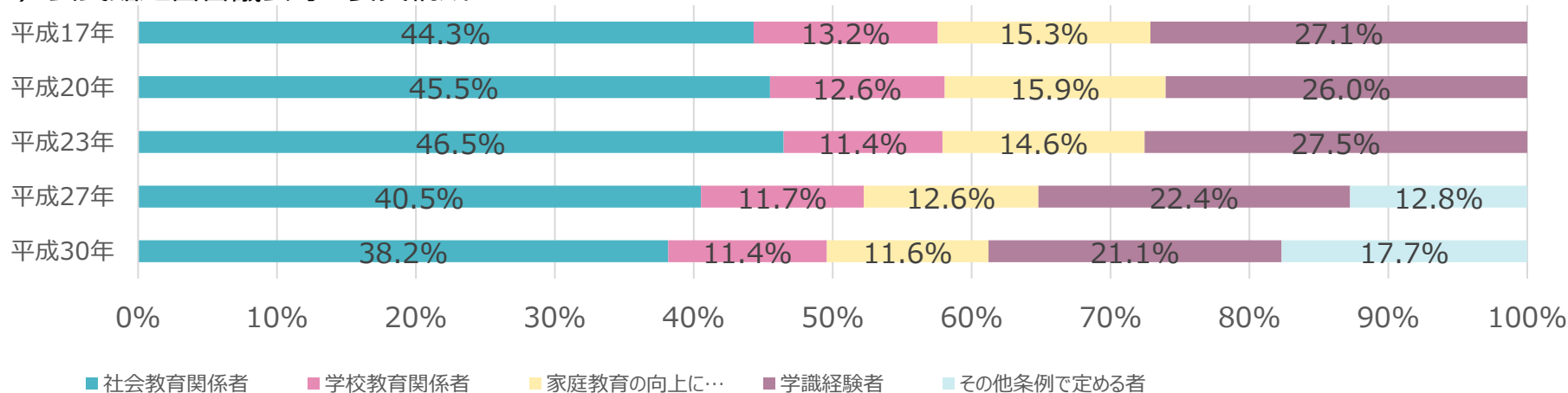
調査年	当該館に設置	連絡等にあたる公民館に設置	公民館数
平成17年	4,773	4,849	17,143
平成20年	4,526	4,170	15,943
平成23年	4,053	3,879	14,681
平成27年	3,768	3,716	14,171
平成30年	3,684	3,459	13,632

※公民館の運営に関する事項を検討するために設置される常設の審議会、委員会、協議会等の有無

(1-2) 公民館運営審議会等の設置館率



(2) 公民館運営審議会等の委員構成



※平成17～23年は、「その他条例で定める者」の回答項目なし

公民館のガバナンス(評価の実施状況)

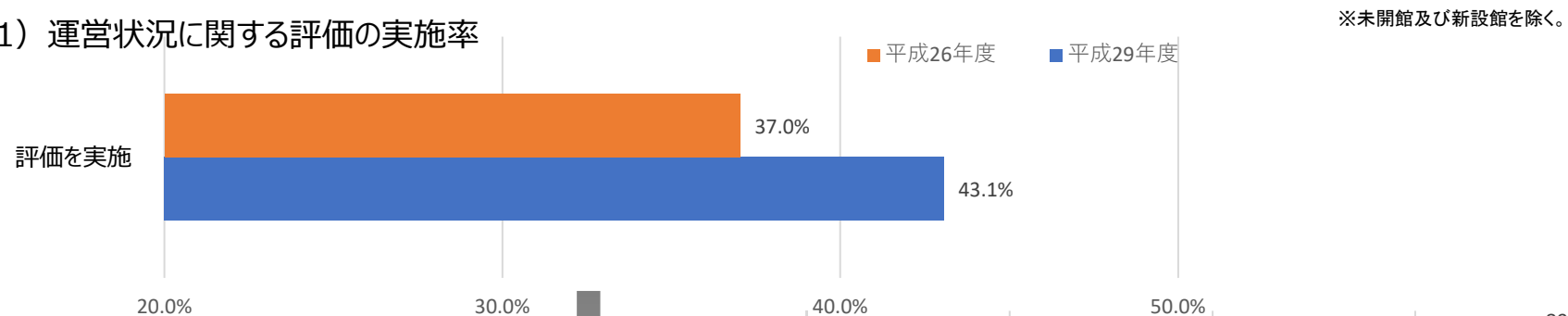
- ・公民館の運営状況の評価の実施率は向上しているものの、約4割にとどまる。
- ・全公民館のうち外部評価を取り入れている公民館の割合は約2割となっている。

2. 運営状況に関する評価の実施状況等

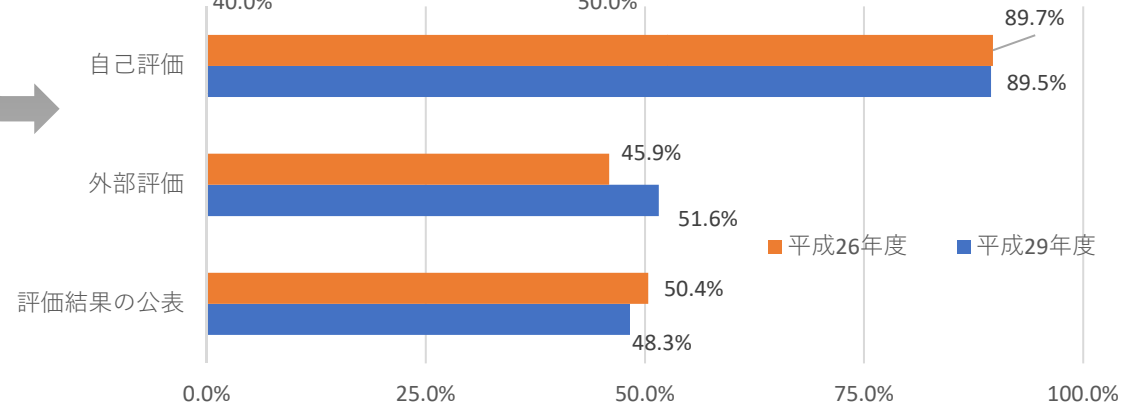
(1) 運営状況に関する評価の実施館数

調査年度	運営状況の評価を実施				開館数
		自己評価	外部評価	評価結果の公表	
平成29年度	5,440	4,868	2,805	2,628	12,632
平成26年度	5,018	4,501	2,305	2,528	13,548

(2-1) 運営状況に関する評価の実施率



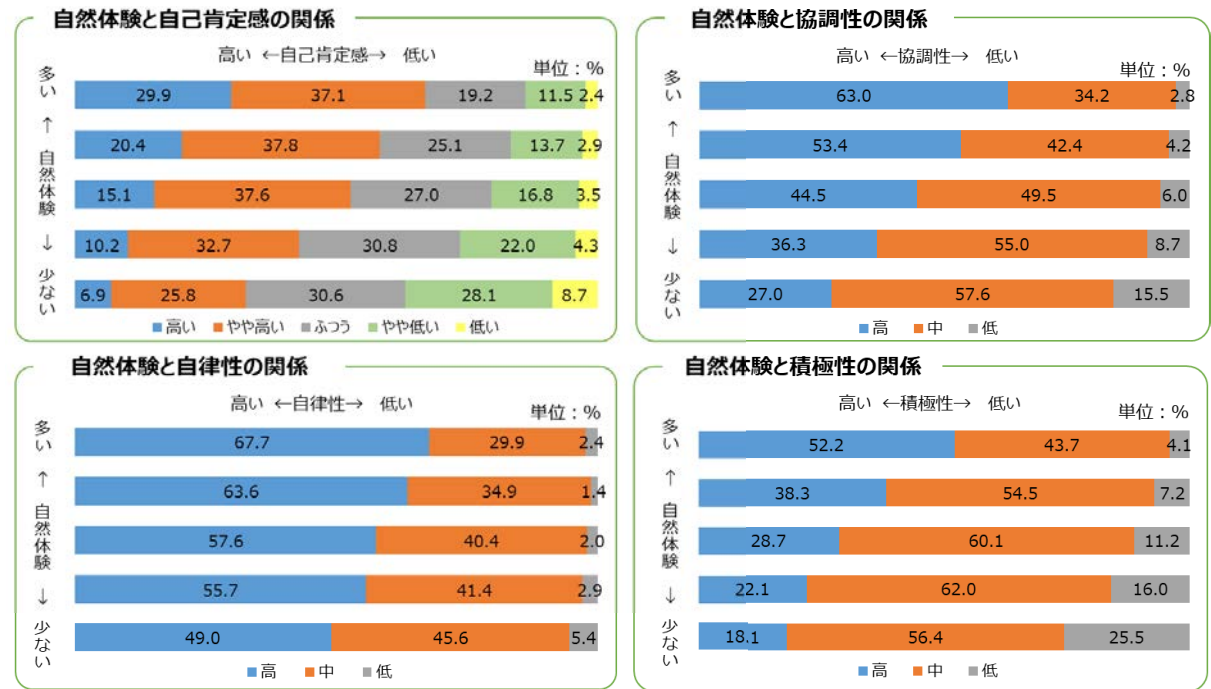
(2-2) 評価実施館の評価手法内訳と公表状況



体験活動の効果と現状について

1. 体験活動の効果について

自然体験を多く行った者ほど、自己肯定感、自律性、協調性、積極性などの非認知能力が高くなるという傾向が見られる。

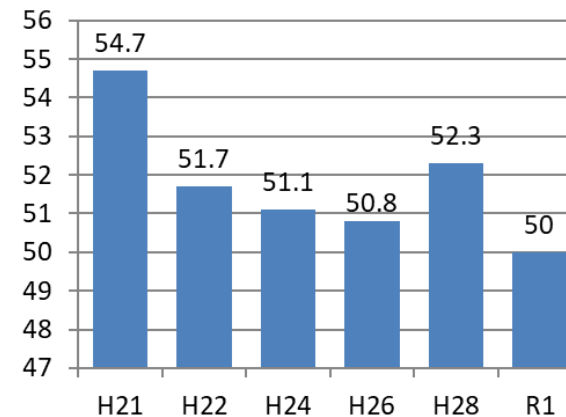


(独) 国立青少年教育振興機構「青少年の体験活動等に関する意識調査」(令和元年度)

2. 体験活動の現状について

学校以外の公的機関や民間団体等が行う自然体験に関する行事に参加した子供の割合は50%程度に留まっている。

学校以外の公的機関や民間団体等が行う自然体験に関する行事に参加した子供(小学1年生~6年生)の割合(%)



(独) 国立青少年教育振興機構「青少年の体験活動等に関する意識調査」(令和元年度)

子供の体験活動の推進にかかる文部科学大臣と経済界との意見交換について

企業と連携した子供たちの「リアルな体験」機会の充実を全国規模で推進するため、本年6月文部科学大臣と経済界との意見交換を東京と大阪で実施し、参加企業より取組事例について発表いただくとともに、文部科学大臣より「子供の体験活動推進宣言」を発表。

賛同いただける企業、自治体、教育委員会、青少年団体、NPO等を募集するとともに、各分野の実務者による「リアル体験推進チーム」を立ち上げ、体験活動に関する推進方策を企画・立案し、子供の体験活動を推進する。

東京での意見交換（令和4年6月16日（木））

○参加者

- ・文部科学大臣
- ・日本経済団体連合会
- ・日本商工会議所
- ・文部科学省主催「青少年の体験活動推進企業表彰」受賞企業
 - ▶サントリーホールディングス株式会社（R3年度優秀賞）
 - ▶株式会社リコー（R3年度奨励賞）

○事例発表

- ・サントリーホールディングス株式会社
 - ▶「サントリー次世代環境教育『水育』」
- ・株式会社リコー
 - ▶「リコー・サイエンスキャラバン」



・サントリーホールディングス株式会社
「サントリー次世代環境教育『水育』」活動の様子



・東京での意見交換会における記念撮影

大阪での意見交換（令和4年6月11日（土））

○参加者

- ・文部科学大臣
- ・関西経済同友会
- ・関西生産性本部
- ・関西経済連合会
- ・文部科学省主催「青少年の体験活動推進企業表彰」受賞企業
 - ▶阪急阪神ホールディングス株式会社（R2年度文科大臣賞）

○事例発表

- ・関西生産性本部
 - ▶「情熱教室」（産業界による学校向けのキャリア教育支援活動）
- ・阪急阪神ホールディングス株式会社
 - ▶「阪急阪神 未来のゆめ・まちプロジェクト」



・阪急阪神ホールディングス株式会社
「阪急阪神 未来のゆめ・まちプロジェクト」活動の様子

体験の風をおこそう

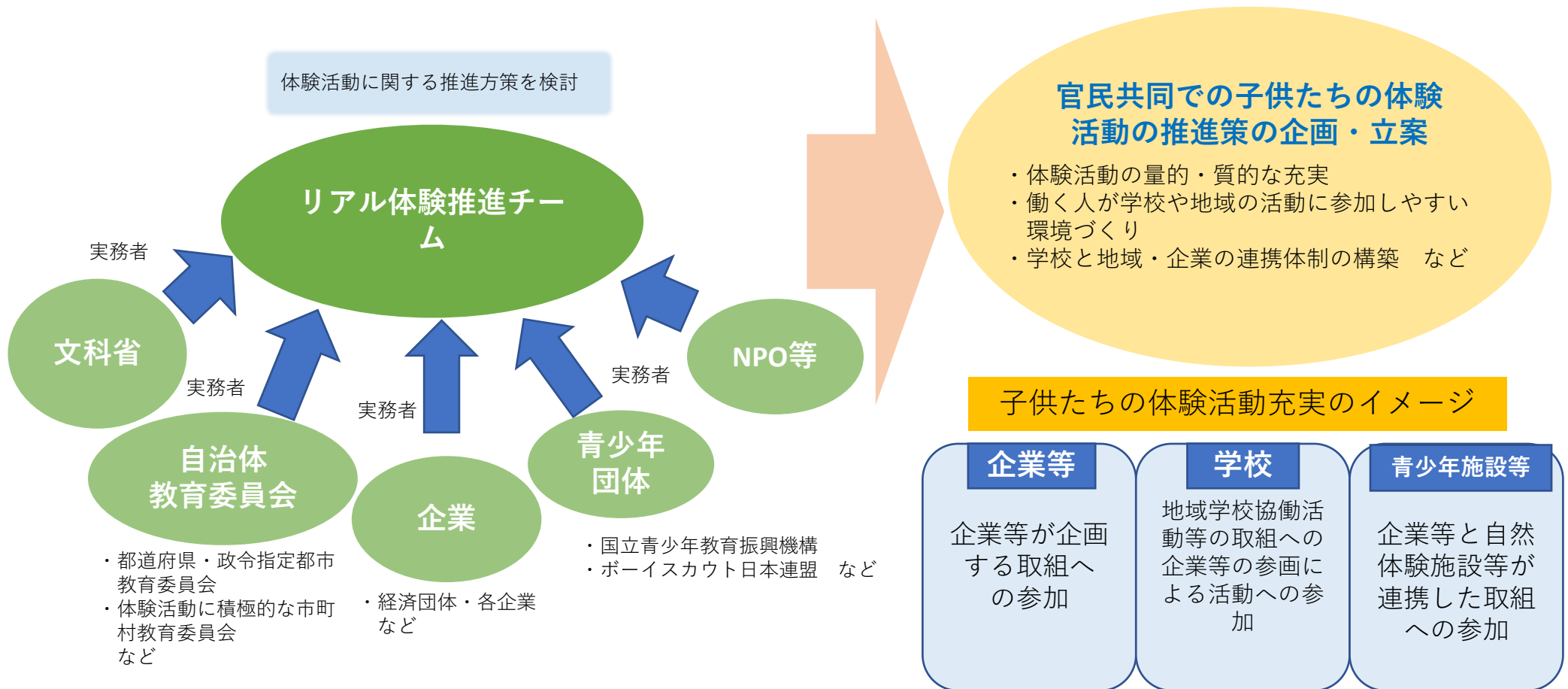
企業等との連携による子供の体験活動の推進について

文科省において、「子供の体験活動推進宣言」に賛同し、協力いただける企業、自治体、教育委員会、青少年団体、NPO等を募り、リスト化。（312団体：令和4年11月24日時点）

取組を加速するため、文科省において、賛同いただける企業等の中から、各団体の推薦等を踏まえ、実務者（17名）レベルによる「リアル体験推進チーム」（事務局；文科省）を立ち上げ、現在、審議を行っているところ。

「リアル体験推進チーム」では、体験活動に関する課題等を抽出し、その推進方策を企画・立案する。

（「リアル体験推進チーム」で企画した内容については、賛同企業等にフィードバック）



地域と学校の連携・協働の必要性

地域における教育力の低下

- 少子化・核家族化・都市化・情報化等の経済社会の変化
 - 地域における地縁的つながりの希薄化
 - 地域の人間関係の希薄化
- 等

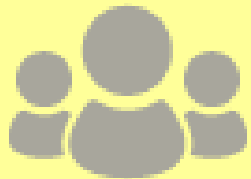
学校を取り巻く問題の複雑化・困難化

- 保護者の学校に対するニーズの多様化
 - 生徒・児童指導に関わる課題の複雑化
 - 教員の働き方改革の必要
- 等

新学習指導要領の理念「社会に開かれた教育課程」

- ① 教育課程を介して**目標を学校と社会が共有**
- ② 子供たちの育成すべき資質・能力を明確化
- ③ **地域の人的・物的資源の活用、社会と共有・連携しながら、開かれた学校教育を展開**

地域 学校



- ◆ **コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）**
- ◆ **地域学校協働活動、地域学校協働本部**



地域と学校の連携・協働体制を一体的に推進

【参考】教育基本法 第13条

学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協働に努めるものとする。

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

教育委員会

コミュニティ・スクール
(学校運営協議会を設置した学校)

学校運営協議会
学校運営や学校運営に必要な支援に関する協議を行う

- 校長が作成する学校運営の基本方針を承認
- 学校運営について、教育委員会又は校長に意見
- 教職員の任用に関して、教育委員会に意見

地域学校協働活動推進員

(委員) 10~15人程度
・地域住民
・保護者
・地域学校協働活動推進員 など



校長等

学校運営の
基本方針

学校運営・
教育活動



意見
学校運営
教職員の任用

説明
承認

説明
意見

任命

※ 学校運営の責任者として教育活動等を実施する権限と責任は校長が有する

委嘱



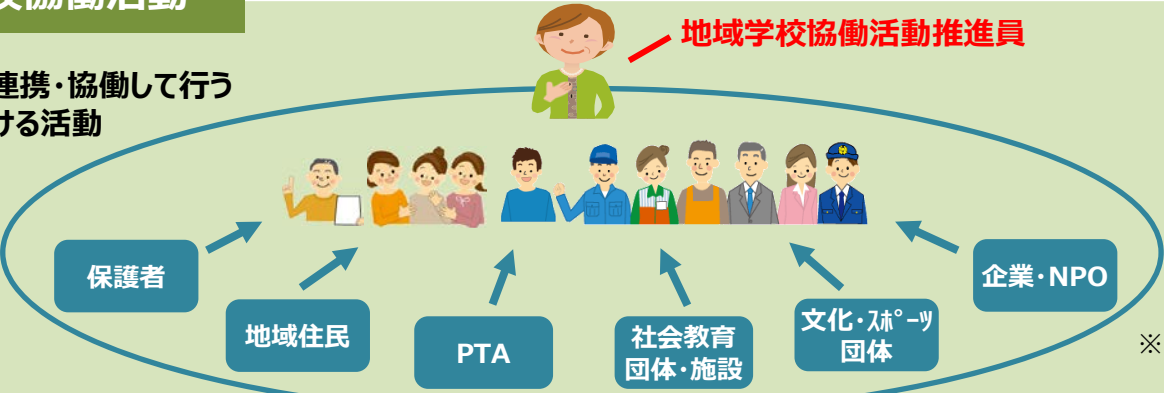
地域学校協働活動推進員
地域と学校（学校運営協議会）をつなぐコーディネーターの役割

情報共有

情報共有

地域学校協働活動

地域と学校が連携・協働して行う
学校内外における活動



地域住民等の参画を得て、
・放課後等における学習支援・体験活動（放課後子供教室など）
・授業補助、校内清掃、登下校対応、部活動補助などの**学校における活動**
・地域の防災活動やお祭り等地域の伝統行事への参画など**地域を活性化させる活動**などを実施

※ 地域学校協働本部
地域の人々や団体による「緩やかなネットワーク」を形成した地域学校協働活動を推進する体制

地域と学校の連携・協働体制構築事業

～コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進～

令和5年度要求・要望額

10,272百万円

(前年度予算額

6,859百万円)



背景・課題

- ▶ 予測困難なこれからの社会においては、**学校・家庭・地域が連携・協働し、社会全体で学校や子供たちの成長を支えることが重要**
- ▶ コミュニティ・スクールは、学校や子供たちの課題の解決に向けて、**保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持つ「当事者」として学校運営に参画**する学校運営協議会を置く学校（R3時点：11,856校）
- ▶ 社会教育活動である**地域学校協働活動と密接につながる**ことで、社会に開かれた教育課程の実現、いじめ・不登校、学校における働き方改革、福祉・まちづくり・地域防災などの課題にも効果的な対応が可能となるため、**全ての学校でコミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進**することが必要

経済財政運営と改革の基本方針2022

(令和4年6月7日閣議決定)

第2章 新しい資本主義に向けた改革

2. 社会課題の解決に向けた取組

(2) 包摂社会の実現（共生社会づくり）

地域と学校が連携したコミュニティ・スクールの導入を加速するとともに、…（略）

事業内容

【事業の概要】

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進する自治体の取組に対する財政支援（自治体向け補助事業）

対象（交付先）： 都道府県・政令市・中核市

要件： ① コミュニティ・スクールの導入又は導入計画があること
② 地域学校協働活動推進員を配置していること

補助率等： 国 1/3、都道府県 1/3、市町村 1/3
(10,000か所×約98万円（国庫補助）)

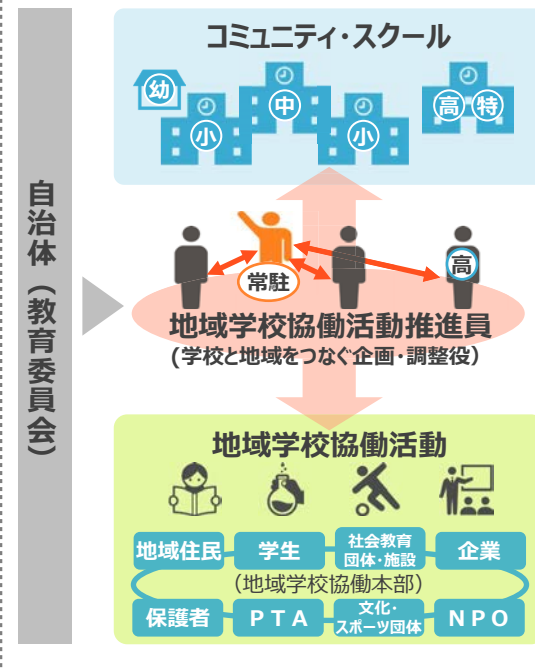
支援内容： 地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等に係る諸謝金、活動に必要な消耗品費等

【取組例】（岡山県浅口市）

コミュニティ・スクールでの協議により、業務の見直しや効果的な地域学校協働活動を実施し、学校における働き方改革を実現



【具体的な取組】



【主なポイント】

- ▶ **地域学校協働活動推進員の配置**
 - 10,000か所（31,000人）
 - うち10,000人を常駐化（8,000人増）
 - 新たに高校等 1,000人増
- ▶ **地域学校協働活動の実施**
 - ① **学校の働き方改革**に資する取組
 - ② **学習支援や体験・交流活動**
 - 特に、**困難を抱える子供への対応**
 - 企業等と連携した活動**
 - 学校の部活動支援との連携**等
 - 課題に対応するための活動を充実
- ▶ **教育委員会の伴走支援体制の強化**
 - **CSアドバイザーの配置**（都道府県等）
 - 研修の充実
 - デジタル技術の活用促進

【アウトプット（活動目標）】

- 地域学校協働活動推進員等の配置
(R4) 30,000人 → (R5) 31,000人
- 地域学校協働活動（学校の働き方改革に資する取組等）の充実

【アウトカム（成果目標）】

- コミュニティ・スクール導入校数の増加

年度	導入校数
R4(予定)	14,000校
R5(予定)	17,000校
R6(予定)	20,000校
- 学校の働き方改革に資する取組を実施する学校数の増加 (R3年度：55%)

【インパクト、目指すべき姿】

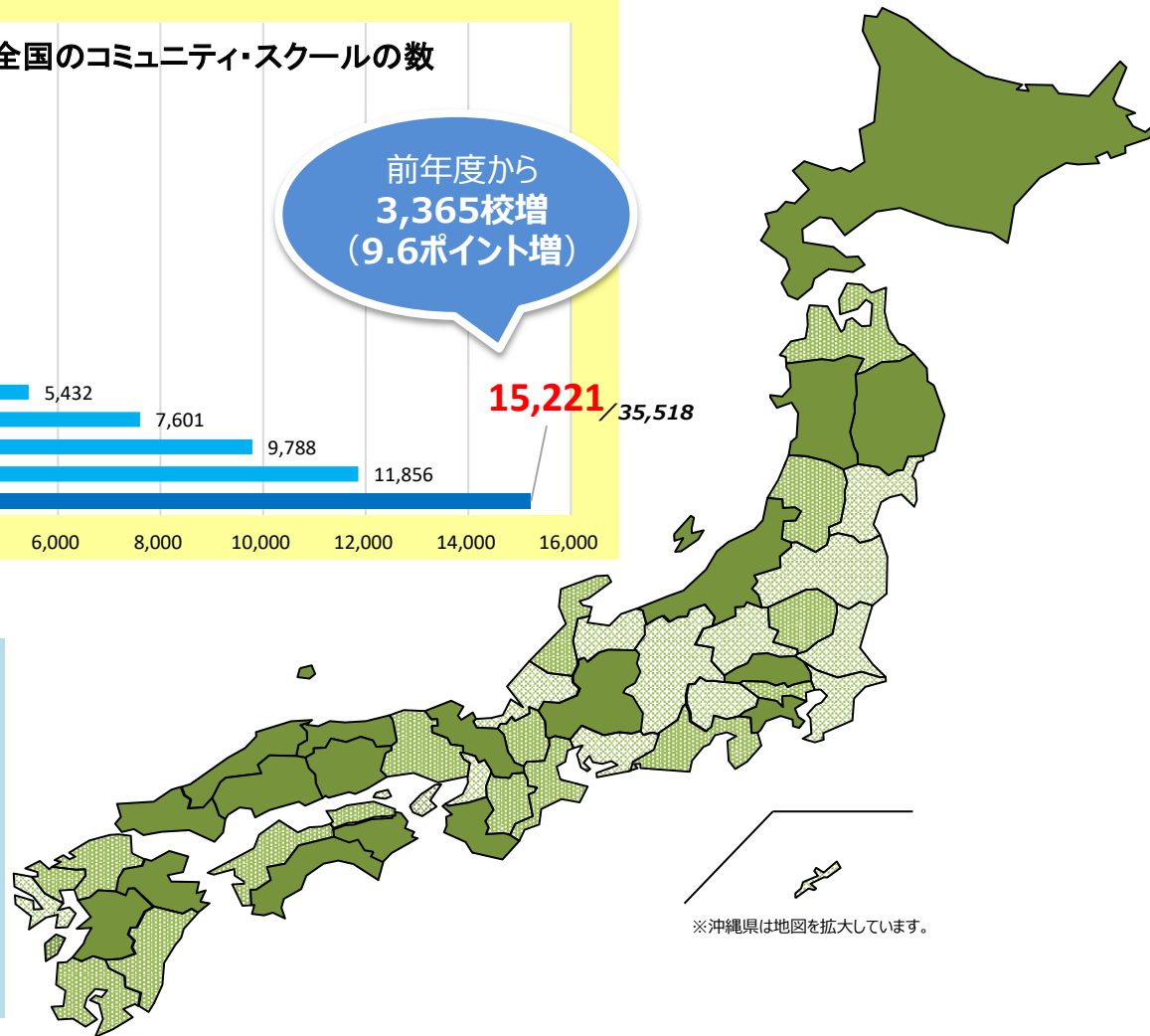
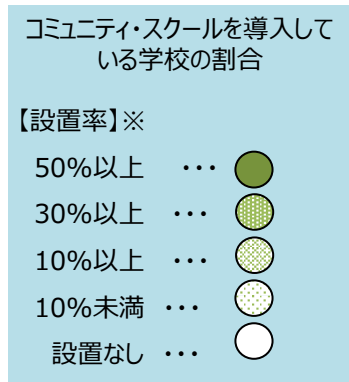
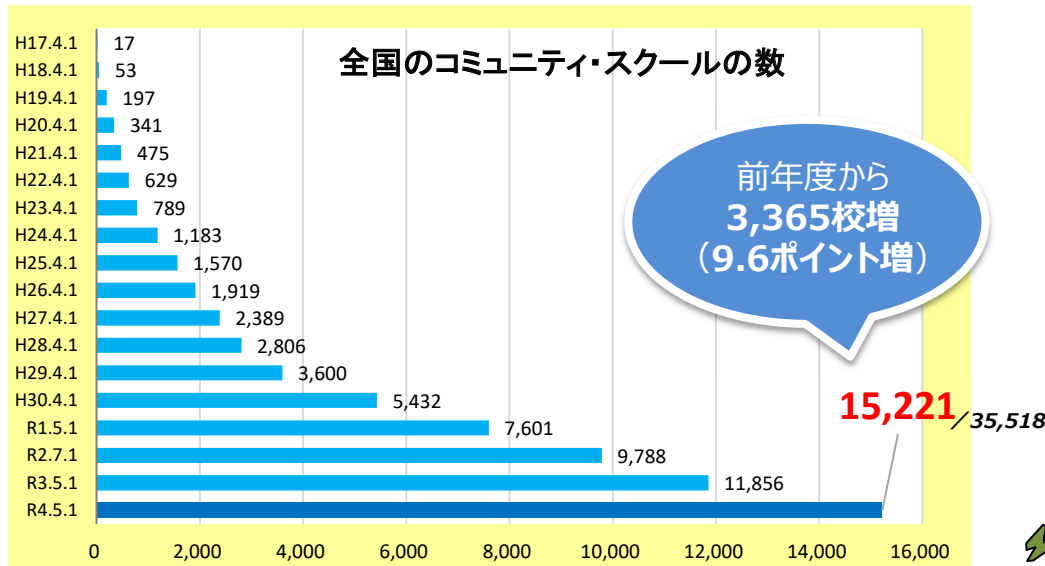
- 全ての公立学校・地域において、地域と学校の連携・協働体制を構築し、地域全体で子供たちの成長を支える社会を実現

コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の導入状況-学校数-

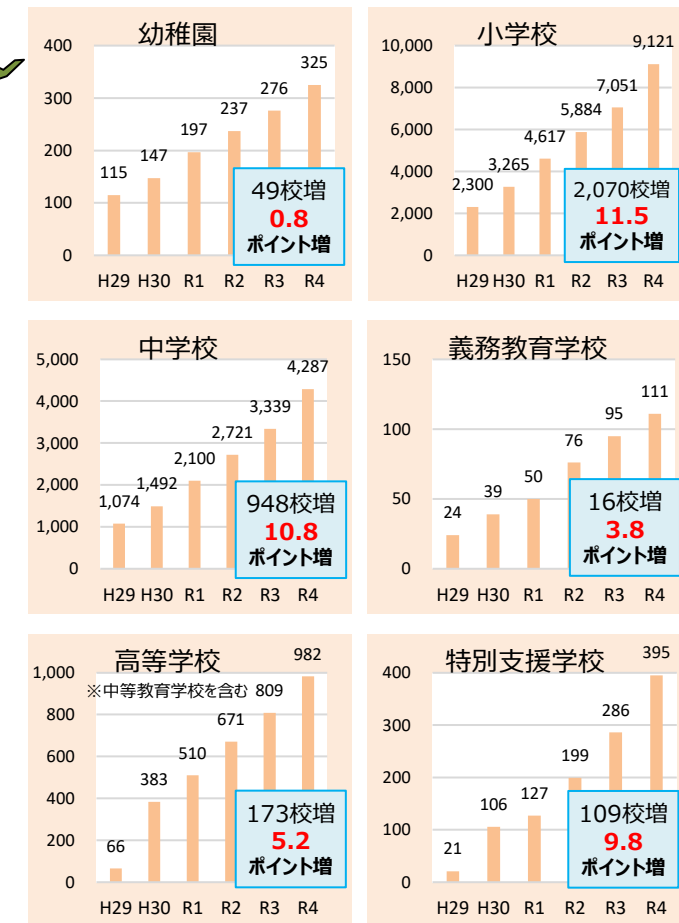
学校運営協議会を設置している学校数：47都道府県内 **15,221**校（令和4年5月1日現在）

（幼稚園325、小学校9,121、中学校4,287、義務教育学校111、高等学校975、中等教育学校7、特別支援学校395）

全国の学校のうち、**42.9%**がコミュニティ・スクールを導入



校種別設置状況



※母数は令和4年5月1日調査で各教育委員会から報告があった学校数。
 ※ここでいうコミュニティ・スクールは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第47条の5に規定された学校運営協議会が置かれた学校を指す。

地域学校協働活動推進員や地域コーディネーターの内訳

○ 地域学校協働活動推進員

社会教育法第9条の7において定められている、教育委員会の施策に協力して地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う、教育委員会が委嘱している者。統括的な地域学校協働活動推進員は、これらの者を統括する立場の者。

○ 地域コーディネーター

教育委員会が社会教育法に基づいた地域学校協働活動推進員として委嘱していないが、地域学校協働活動推進員と同等の役割を果たす者。統括コーディネーターはこれらの者を統括する立場の者。

合 計 令和4年5月1日現在（年度内の予定を含む）

32,954人（前年度31,012人）

地域学校協働活動推進員
（統括的な地域学校協働活動推進員含む）

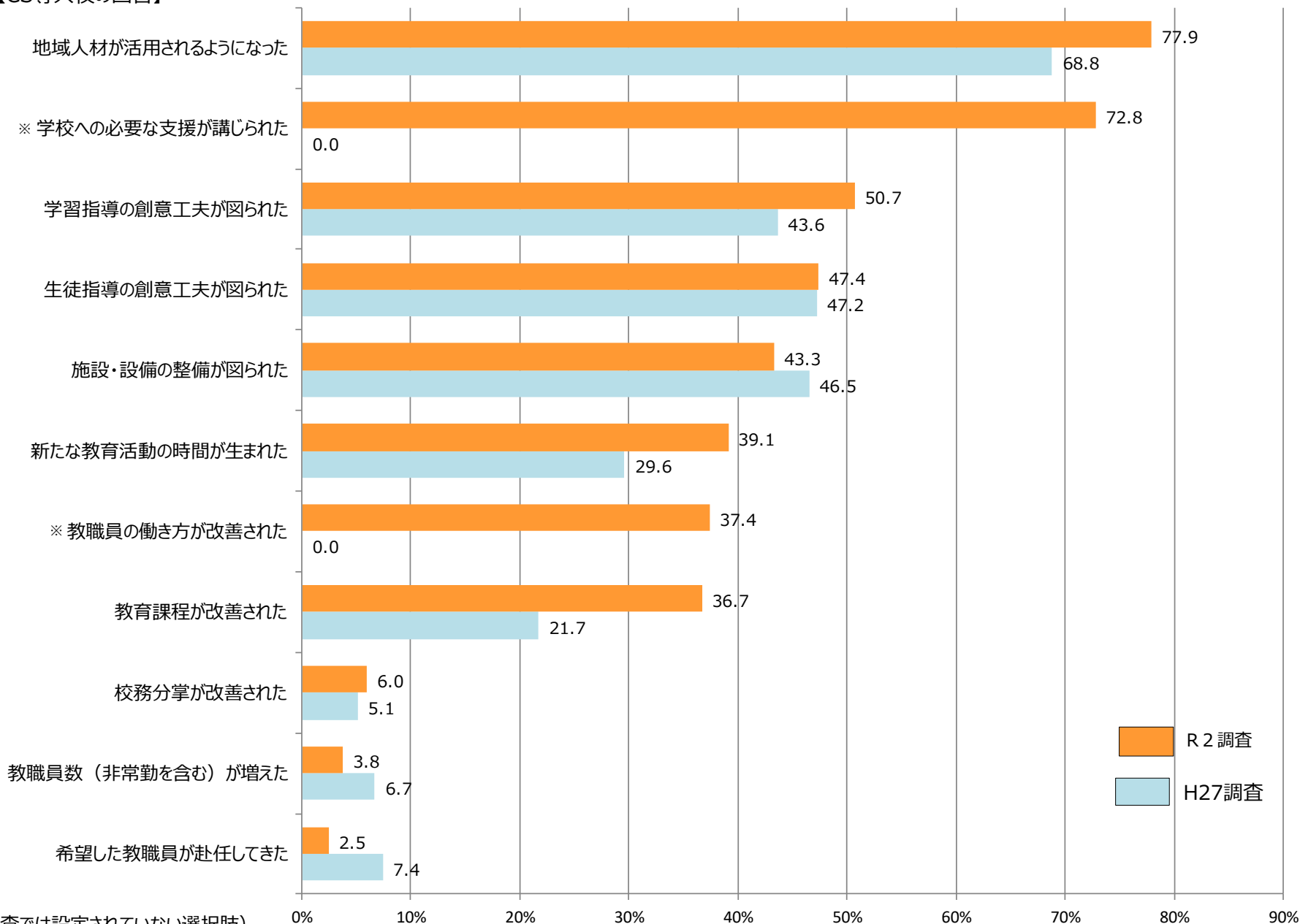
11,380人（前年度8,843人）

地域コーディネーター
（統括コーディネーター含む）

21,574人（前年度22,169人）

学校運営協議会の意見によって実現された具体的事項(CS導入校への調査)

【CS導入校の回答】



(※H27調査では設定されていない選択肢)

(注) 値はそれぞれ選択肢「4 何度も実現した」と「3 少し実現した」の合計。

【事例】CSによる学校と地域の防災体制の強化(熊本県(高等学校))

熊本県では、熊本地震の経験を踏まえ、災害時の対応が円滑に進むよう、県立高校に「防災」に重点を置いたコミュニティ・スクールを導入し、地域と学校の連携・協働を進め、地元自治体（市町村）との避難所指定の協定締結を進めるとともに、地元住民との合同防災訓練など、地域と一体となった取組を実施

背景・取組概要

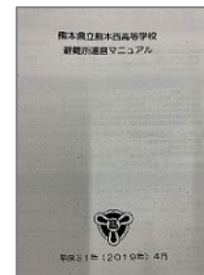
熊本県では、平成28年(2016年)4月の熊本地震において、市町村との避難所指定の協定の有無に関わらず、多くの県立高校が避難場所となり、

- ・避難所運営に係る体制（教職員の役割など）が明確に整備されていない
- ・トイレや空調などの設備や備蓄品などが不足

などの課題に直面した経験から、**地域と一体となった防災体制の構築**に向けて、「**防災**」に重点を置いたコミュニティ・スクールを導入

工夫・ポイント

- ◆ 学校運営協議会の委員に、**関係機関職員や自治体職員など防災の専門家**を任命
- ◆ 学校運営協議会の**承認事項に、防災教育や県立高校を中心とした地域防災に関する事項を追加**することで、学校運営協議会を活用して、関係者が**学校だけでなく地域全体の防災の課題などを共有**



特徴的な活動

- ◆ **専門家や地域の意見を踏まえた学校防災マニュアル**の策定
- ◆ 地元**市町村との避難所指定の協定締結**
- ◆ **学校と地域の合同防災訓練**や**避難所運営シミュレーション**等の実施



関係者の声

(学校)「地域と合同で防災訓練を実施することで、生徒及び教職員の意識が高まった。」

(地域)「高校生が地域を学び、地域と関わることで、地域への愛着心や防災への認識も深まる。」

(生徒)「災害が起きた時に、私たち高校生が地域の方々を助けられるように取り組んでいきたい。」

- ◆ CS導入状況（県立高校）
H28: 2校 → H29: 50校(100%)
- ◆ 避難所指定の協定締結数
40校（R2年8月時点）

経緯：平成29年の地教行法改正法附則において、施行後5年を目途として、学校運営協議会の活動の充実・設置の促進を図る観点から、学校運営協議会の在り方について検討を加えることとされている

1. コミュニティ・スクールに関する現状 2. コミュニティ・スクールの成果と課題

- コミュニティ・スクールは、保護者や地域住民等が学校運営に参画する仕組みとして、平成16年の地教行法の改正により制度化
- 平成29年の地教行法改正により、学校運営協議会の設置が各教育委員会の努力義務化
- ▶ 平成29年改正法により、導入数は飛躍的に増加（令和3年5月時点で11,856校（全国の公立学校の33.3%）が導入）
- ▶ 教育課程や働き方改革等学校運営に大きな効果、コロナ禍において地域との連携・協働による学校運営の重要性を一層認識
- ▶ 導入状況の自治体間・学校種間格差や、導入したものの十分な協議がなされず形式的な学校運営協議会になっている事例



3. これからのコミュニティ・スクールの在り方

- 現行の制度（学校運営の基本方針の承認等3つの権限、教育委員会の努力義務等） → 現行制度下において導入数の飛躍的な伸びや学校運営への多大な効果
- 導入促進上の課題や運営上の課題（類似の仕組みとの混同、形式的な会議、学校支援活動との混同等） → 関係者の更なる理解促進が必要

【これからのコミュニティ・スクールの在り方】

関係者の十分な理解と相互の信頼関係の中で、教育長のリーダーシップの下、教育委員会が主体的・計画的にすべての学校へのコミュニティ・スクールの導入を加速し、国はその取組を支援。地域との連携・協働により、対話と信頼に基づく学校運営を実現

【取組の方向性】

(1) コミュニティ・スクールの導入促進

- 教育委員会による導入計画の策定
- 国や都道府県等の丁寧な説明等により、類似の仕組みからの段階的な移行を促進
- 高校、特別支援学校、幼稚園等においても、学校種の特性を踏まえつつ導入を推進

(2) コミュニティ・スクールの質的向上

- 学校と地域をつなぐ総合的な企画・調整役を担う地域学校協働活動推進員の配置促進・機能強化
- 都道府県教育委員会のアドバイザーの配置等、教育委員会の伴走支援体制の構築
- 適切かつ多様な学校運営協議会委員の人選

(3) コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

- 両取組の相乗的な連携・協働の推進
- 学校と地域が連携・協働した教育活動により、放課後等の学習支援等、多様な課題への対応を推進
- 子供たちの地域社会への参画や大人の学び等、地域課題解決のプラットフォームとしての活用

4. コミュニティ・スクール推進のための国の方策

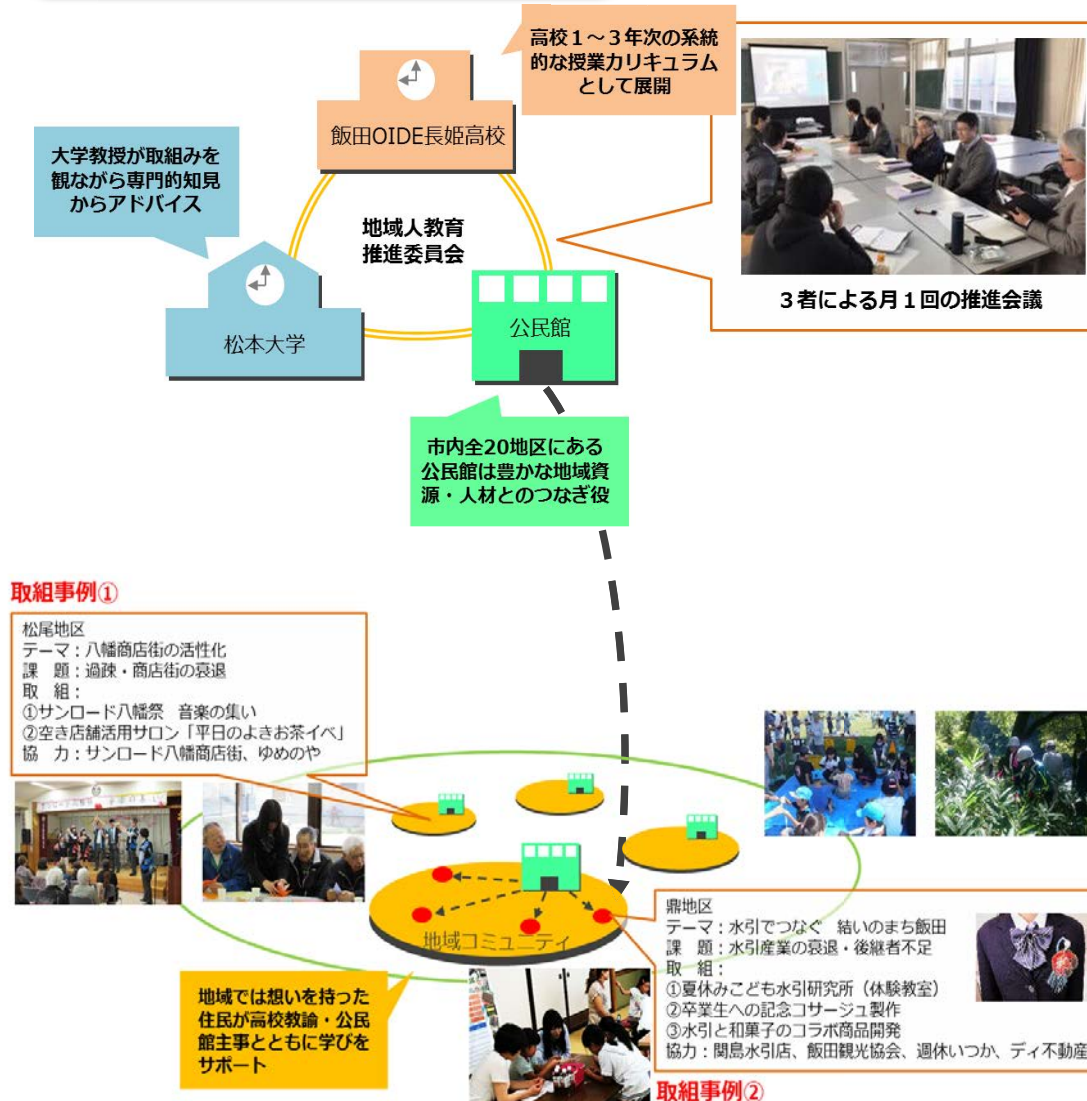
- 教育委員会の主体的・計画的な取組、活動への支援（地域学校協働活動推進員の配置促進・常駐的な活動の支援、教育活動充実のための支援等）
- 教育委員会の伴走支援体制構築の支援（都道府県教育委員会へのアドバイザーの配置促進、CSマイスターの派遣等によるプッシュ型支援、研修支援等）
- コミュニティ・スクールに関わる関係者の理解促進（教育長・首長の理解促進、フォーラム・広報の実施、コミュニティ・スクールの実態把握等） など

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進により、地域とともにある学校づくり、学校を核とした地域づくりを進め、未来を担う子供たちの成長を地域全体で支える社会の実現

公民館における地域の学校や大学との連携事例（長野県飯田市）

○飯田OIDE長姫高校（県立）と飯田市と松本大学の3者がパートナーシップ協定を締結し、高校生が地域課題を主体的に考える「地域人教育」の実施を支援。

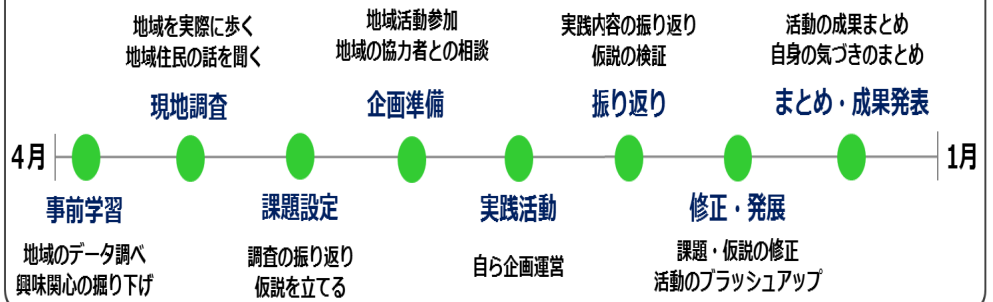
地域人教育の仕組



地域人教育のカリキュラム

学年	科目	学習内容
1 学年	【基礎】 ビジネス基礎 (3単位・10.5h)	* 講義・演習 外部講師による講義 フィールドスタディ (松本市、飯田市、東京都)
2 学年	【応用】 商業実務 (2単位・7.0h)	* 地域でのイベントの運営サポート “りんご並木まちづくりネットワーク”に参加 年間6回程度イベントの運営サポート インターンシップを連携企業で実施
3 学年	【実践】 課題研究 (3単位・10.5h) 金曜日4～6時間目	* 地域づくり・課題解決への取り組み 地域商品開発・販売 イベント企画、運営 地域課題の取り組み (公民館との連携)

地域人教育（3年生）の授業プロセス



学びを深める要素

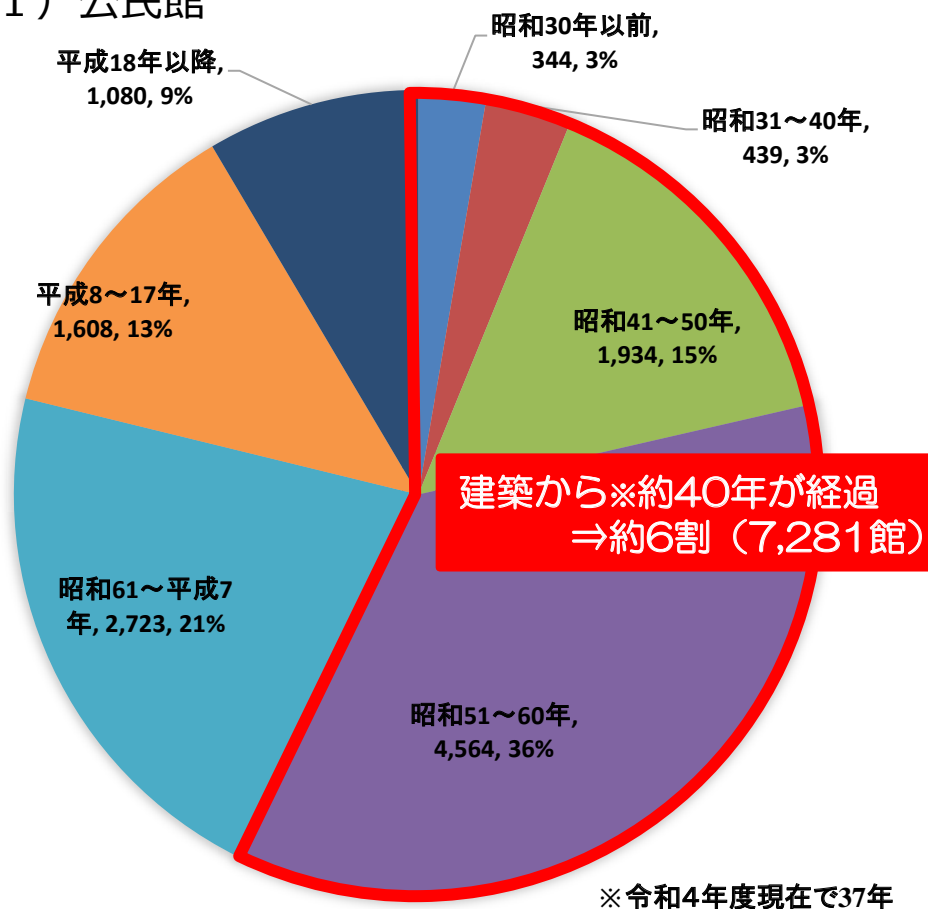
- ① 素敵な生き方をしている人との出会い
- ② 一緒にやる「仲間」の存在
- ③ 必要とされる「自己有用感」
- ④ 考えを整理して伝える機会

社会教育施設の老朽化

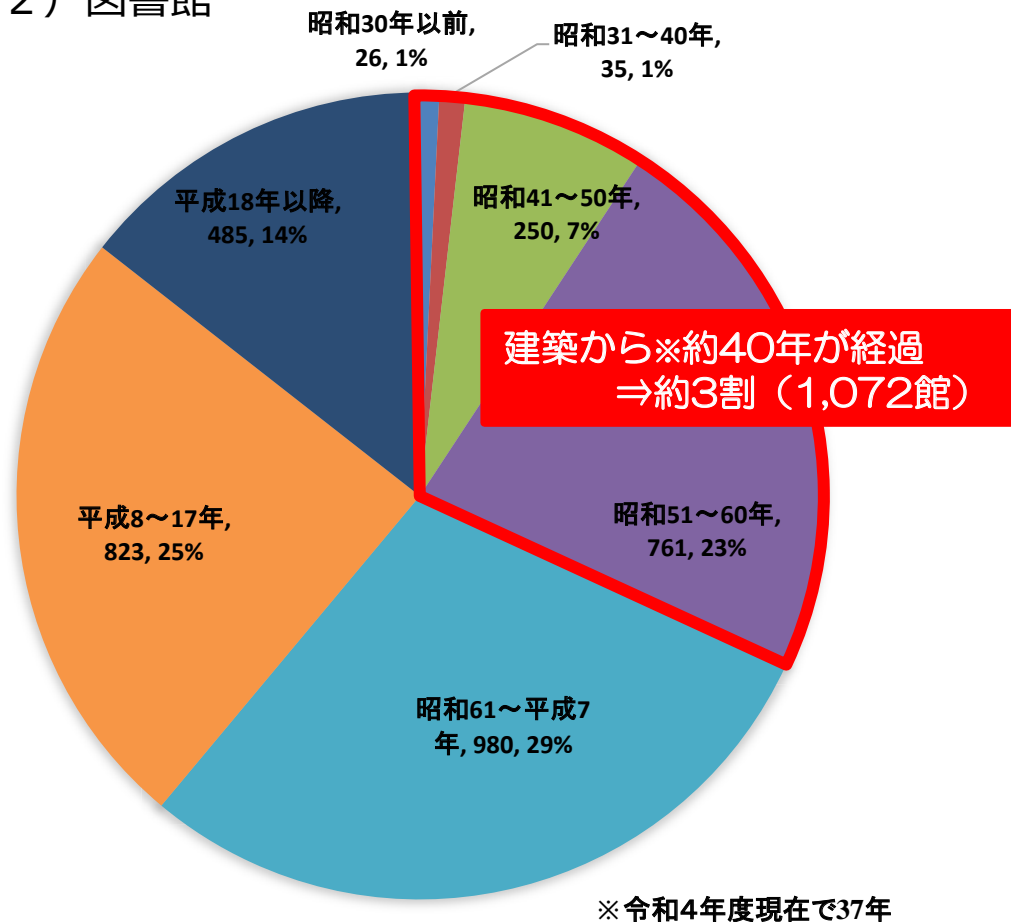
・昭和60年以前に建築された、**建築後およそ40年以上経過している施設の割合は、公民館が約6割、図書館が約3割**を占めているなど、多くの社会教育施設が改修や更新の時期を迎えている。

主な社会教育施設の建築年度別施設数

(1) 公民館



(2) 図書館



(出典)平成30年度社会教育統計

公民館等社会教育施設のデジタル活用に関する直近の方針・計画

・政府の重要方針においても、公民館等の社会教育施設についてICTも効果的に活用することとされている。

経済財政運営と改革の基本方針2022（骨太方針2022）（令和4年6月7日閣議決定）

第4章 5. 経済社会の活力を支える教育・研究活動の推進

ICTも効果的に活用し、不登校特例校の全都道府県等での設置や指導の充実の促進、SC・SSWの配置の促進等を通じた重大ないじめ・自殺や不登校への対応、特異な才能への対応や特別支援教育の充実、国内同等の学びの環境整備及びその特色をいかした教育の推進等の在外教育施設の機能強化を図るとともに、公民館等の社会教育施設の活用促進により、地域の人材育成力の強化を図る。

デジタル田園都市国家構想基本方針（令和4年6月7日閣議決定）

第2章 1.（1）④ 魅力的な地域をつくる【地域コミュニティ機能の維持・強化】

公民館・図書館などの社会教育施設の活用促進等、多様な組織や主体がデジタル技術も活用して連携し、地域コミュニティの補完的な取組を進め、安心して暮らせる地域をつくる。

第3章 1.（6）① 一人ひとりが魅力づくりの担い手となる地方創生

(d) 社会教育を基盤とした地域活性化

- ・公民館・図書館などの社会教育施設の活用を促すことにより、地域の取組にリアルな交流とデジタルの相乗効果が生まれ、課題解決に向けたコミュニティ活動が活発化することで、誰一人として取り残されない、デジタル社会の実現を図る。【再掲】1.(6)③(C)、
- ・公民館・図書館などの社会教育施設において、地域の教育力向上に向けて、ICTなどの新しい技術を活用しつつ、多様な主体と連携、協働しながら魅力的な教育活動を展開し、ひとづくり、地域づくりを行う取組を促進する。【再掲】1.(6)③(C)、4.(2)(b)

デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和4年6月7日閣議決定）

第2章 4. 「皆で支え合うデジタル共生社会」の環境整備に向けた具体的な施策

- ⑨ デジタル時代のこどもについても、経済的な事情のあるこどもへの通信機器等の貸出しなどの支援、自宅以外（放課後児童クラブ、公民館等）のインフラ整備を図る

第4章 1. ④ 経済的事情等に基づくデジタルデバイドの是正

また、経済的格差等によってこども達の教育格差、学力格差が生じることのないよう、全国の学校における ICT 環境の整備とそれを活用するための ICT 支援人材の学校への配置促進、低所得世帯向けの通信環境の整備を図るほか、公民館等の活用を促す。

第6章 2.（2）② ウ デジタル社会を見据えた教育

また、社会教育においても、急速なデジタル化の進展を踏まえ、デジタル技術を最大限に生かした学びを推進することが求められている。このため、公民館・図書館等の社会教育施設が、ICT等のデジタル技術を活用し、地域の教育力を高めることにより、地域づくりの拠点としての機能が一層強化され、デジタルデバイドの解消を始めとした社会的包摂に寄与するとともに、「リアル」と「デジタル」を組み合わせた効果的な社会教育活動が展開されるよう、その活用促進を図る。

公民館等社会教育施設のWi-Fi整備状況

- アンケートに回答があった公民館のうち、来館者が利用できるWi-Fiがあると回答した公民館は、**全体の36.5%(図書館は60.6%)**であり、3年前より、6.8ポイント増加しているものの、依然として、ICT環境の整備は決して十分であるとは言えない。

社会教育施設の課題

- パソコンやWi-Fiの設置など、社会教育施設におけるICT環境整備の現状は、決して十分とは言えない。
- 新しい技術を有効に活用することにより、これまでの社会教育施設を利用する機会が少なかった住民等、多様な交流や人と人とのつながりを大きく広げる可能性がある。(令和2年9月24日第10期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理より)

来館者の利用できるWi-Fiの有無 (公民館)

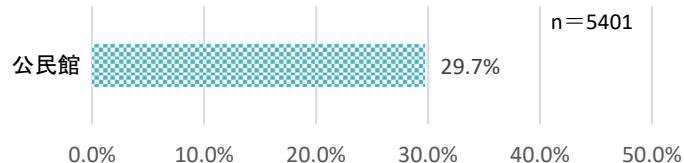
公民館におけるデジタル活用状況等に係るアンケート調査結果

・期間 : 令和4年6月14日～7月12日 (基準日: 令和4年4月1日)
 ・対象者 : 全市区町村
 ・回答数 : 1,264自治体(公民館数: 9,563館) ※回答率72.7%



来館者が利用できるWi-Fiがある公民館は、回答した市町村全体の36.5%の公民館に留まっている。3年前に全国公民館連合会が行った調査と比較すると6.8ポイント増加している。

(参考) ■ 無線LAN(Wi-Fi等)が使える環境(来館者利用可)
 [平成31年1月時点]



■ 図書館におけるWi-Fiの導入状況(令和3年6～8月現在)

・利用者が使える無料のWi-Fiサービスがある 60.6%
 ・利用者が使える有料のWi-Fiサービスがある 0.5%
 ・Wi-Fiサービスは特に案内していない 26.2%
 ・その他(記載) 13.4%

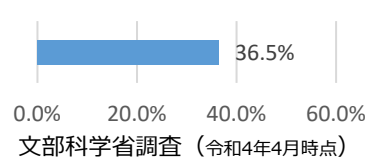
※「電子図書館・電子書籍貸出サービス調査報告2022」(電子出版制作・流通協議会)

背景・課題

急速なデジタル化の進展の一方で、**社会教育分野におけるデジタル活用の遅れが顕在化**している。(例えば、公民館のWi-Fi整備率は、約3割 ※図)

公民館・図書館等の社会教育施設がデジタル技術を効果的に活用し、地域の教育力を高めることにより、地域づくりの拠点としての機能が一層強化され、デジタルデバイドの解消を始めとした社会的包摂に寄与するとともに、「リアル」と「デジタル」を組み合わせた効果的な社会教育活動が展開されるよう、その活用促進を加速させる必要がある。また、社会教育施設の新たな活用モデルを形成し、**デジタル田園都市国家構想の推進力とするため、PPP/PFIの活用を促進**させる必要がある。

図 来館者の利用できるWi-Fiの有無



骨太の方針2022 (令和4年6月7日閣議決定)

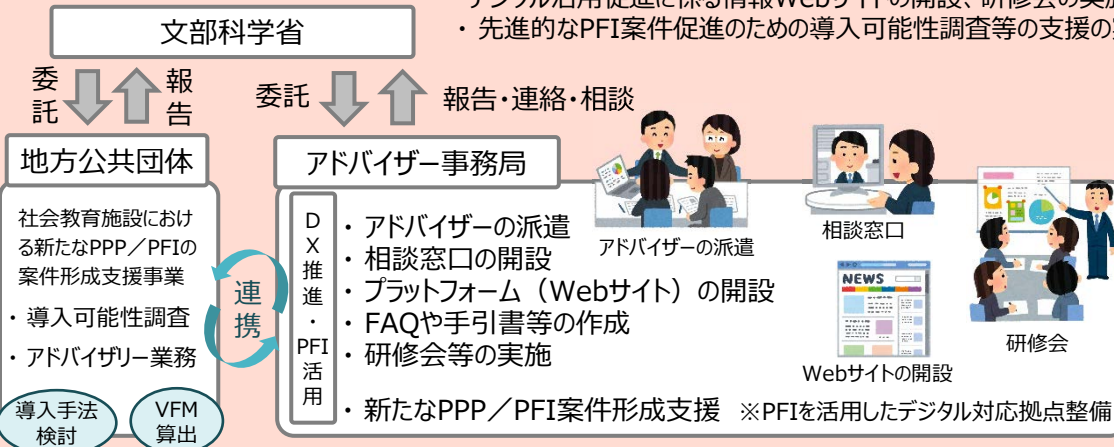
- 経済社会の活力を支える教育・研究活動の推進
公民館等の社会教育施設の活用促進により、地域の人材育成力の強化を図る。
- PPP/PFIの活用等による官民連携の推進
デジタル田園都市国家構想の推進力として活用し、地域交流の場である公園・公民館等の身近な施設への新しい活用モデルを形成する。

事業内容

社会教育施設 (公民館・図書館) DX推進・PFI活用アドバイザー事業 (委託：新規) 133百万円

地域教育力の向上に向けて、全国の社会教育施設 (公民館・図書館) におけるデジタル環境整備の加速とその効果的な活用、施設の整備や運用におけるPPP/PFIの活用を一層促進するため、各地域をカバーした支援体制を構築し、教育委員会等からの相談への対応、アドバイザー (DXの専門家) 派遣、情報交換プラットフォーム (Webサイト) の開設等による伴走支援を行う。

- ＜主な業務内容＞
- ・ デジタル環境整備 (セキュリティを含む) の計画策定、調達等の相談対応
 - ・ デジタルを活用した効果的な学習事業等展開への支援に係る相談対応
 - ・ デジタル活用促進に係る情報Webサイトの開設、研修会の実施
 - ・ 先進的なPFI案件促進のための導入可能性調査等の支援の実施



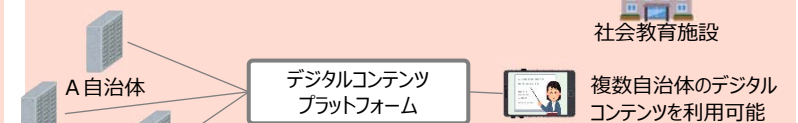
社会教育施設 (公民館・図書館) DX実証事業 (委託：新規) 17百万円

社会教育の分野において、デジタルを活用した先進的なモデル事例の創出・効果検証を行い、モデル事例の普及・横展開を図る。

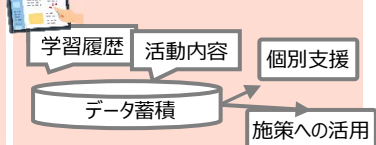
例①) 民間事業者や大学等との連携による新たなデジタル活用



例②) 自治体間の学習デジタルコンテンツのプラットフォーム化



例③) 教育ビッグデータの効果的な活用



例④) GIGAスクールとの連携

プラットフォーム (Webサイト) を通じたつながり

公民館

LIBRARY

公民館

学校外学習活動での公民館デジタル活用

メール・電話等で相談

アドバイザーが助言・支援

研修会の実施など

教育委員会等
公民館・図書館

アウトプット (活動目標)

- ・ アドバイザー事務局を設置し、デジタル化等にかかる伴走支援の実施
- ・ PPP/PFIの導入可能性調査等の支援の実施

アウトカム (成果目標)

- ・ 社会教育施設のWi-Fi整備率等デジタル化の向上
- ・ デジタル活用を行う社会教育施設の増加
- ・ PPP/PFIを活用する社会教育施設の増加

インパクト (国民・社会への影響)、目指すべき姿

- ・ 地域コミュニティの維持・強化、地域教育力の向上
- ・ デジタルデバイドの解消、デジタルリテラシーの向上
- ・ 官民連携の推進による民間の事業機会の創出、公的負担の軽減、効率的、効果的な住民サービスの提供

公民館等の公共施設におけるスマート化(広島県福山市)

- ・住民にとって最も身近な公共施設である公民館等に、スマートロック、フリーWi-Fi、インターネットPCを追加整備し、地域住民の利便性向上、デジタルリテラシーの向上を目指している。

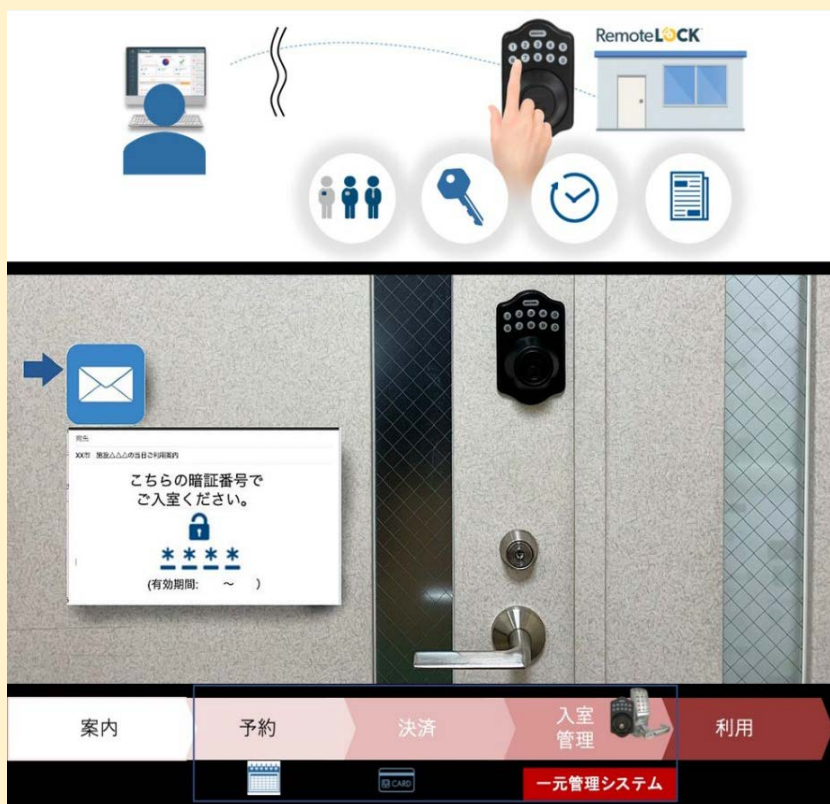
フリーWi-Fi等整備

- ・ 公民館等にフリーWi-Fiを整備し、利用者の利便性向上につなげる。また、フリーWi-Fiのパスワード一括管理が可能な管理ネットワークを構築し、より強固なセキュリティ環境を整える。
- ・ 全館に1台ずつインターネットパソコンを追加整備し、業務におけるデジタル技術の活用を促進する。

オンライン予約・スマートロック

- ・ オンラインでの貸室予約を可能とするとともに、利用者に1回限り・時間限定のパスワードを通知する「スマートロック」を導入することで公民館等の利用時に必要な、鍵の受け渡しを不要とする。

<オンライン予約・スマートロック利用イメージ>



- ✓ 公民館等に従来の物理的な鍵方式に加え、パスワード方式のスマートロック機器を設置する。
- ✓ 利用者は、オンラインで貸室を予約するとともに、パスワードをメール等で事前に受け取り、公民館等に設置されたスマートロック機器にパスワードを入力し解錠。
- ✓ 鍵の受け渡しが不要となり、窓口での対応負荷が軽減される。
- ✓ 仕事をしており、鍵の受け渡しが困難な世代も、休暇等を取得して鍵を受け取りに行く必要がなくなるため、時間的制約から解放され、様々な年代が、より気軽に公民館等を利用することが可能となる。

背景・課題

- デジタル田園都市国家構想基本方針を踏まえ、年齢、障害の有無、所得、地域、国籍等にかかわらず、誰もが、いつでも、どこでも、デジタル化の恩恵を享受できることが重要。このため、国民がデジタル技術の必要性を理解し、その活用により生活の利便性を向上させていくことが必要。
- このため、いつでも誰でも希望する国民が気軽に受講できる基礎的・実践的なデジタルリテラシー講座を公民館等の場を活用し、関係省庁の連携・協力により全国に展開する。

新しい資本主義のグランドデザイン 及び実行計画 (令和4年6月7日閣議決定)

高齢者などデジタル技術に不慣れな方が身近な場所でデジタル機器の使用方法を学べるようにするため、デジタル推進委員を配置し、誰一人取り残されないデジタル化の実現を目指す。

事業内容

- 公民館等の社会教育施設や学校等の場を活用したデジタル講座を実施する。



講座内容（例）

- ◆ パソコンの基本操作
 - ・電源の入れ方
 - ・文字の入力、マウス操作
 - ・インターネット接続
 - ・メール送信 等
- ◆ オンラインサービスの仕組み
 - ・各種行政サービス
 - ・ネットショッピング
 - ・災害時など緊急時対応 等

※ 高齢者でも活用が進むよう、具体的な場面を想定した講座を実施。

公民館におけるデジタル寺子屋(北海道寿都町)

・GIGAスクール構想実現のため、学校はもとより社会教育施設でのWi-Fi環境を整備し、ICT機器をより活用しやすい状況を構築。

～ 公民館のICT (Wi-Fi) を活用した子どもの放課後等学習支援 ～

令和3年度第74回優良公民館表彰【優秀館】

背景・目的

寿都町では、GIGAスクール構想実現のため、早い段階でのICT機器の導入を実施するとともに、感染症拡大等による臨時休校への備えとして、オンラインでの学習モデルに取り組んでいる。

様々な場面でのICT機器の活用は、これからの子どもたちの必須アイテムとして必要であり、学校はもとより社会教育施設でのwi-Fi環境を整備し、より活用しやすい状況を構築している。

Wi-Fi環境が整ったスペースを、放課後や長期休業時のオンライン学習の場として、ICT機器の活用を推進する。



学童保育でのデジタル教材を活用した「放課後学習」

学校で利用しているAIドリルを学童保育で活用した学習会を実施。子どもたちは、端末の操作にも慣れてきていて、自分がやりたい科目のドリルを開き学習をすすめていた。

児童一人ひとりが、自分の端末を使い、学校で使用しているAIドリルをオンラインで活用することにより学習の充実につながった。



学童保育でのAIドリルの活用



Wi-Fi環境整備の効果

社会教育施設に整備したWi-Fiを放課後の時間帯にも活用し、学習活動に役立てることができた。児童が一人1台の端末の操作に慣れるために、オンライン学習の機会を引き続き行う。

放課後子ども教室での「お守り作り」体験

参加した子どもたちはTV会議システムでつないだ講師からお守りについての説明を聞いたり、動画を見たあとに、各自が創意工夫してお守り作りに取り組んだ。講師は、子どもたちの様子を画面で確認し、質問があったら答えるなど円滑にコミュニケーションをとっていた。



放課後子供教室での講師の説明

公民館におけるデジタルデバイドの解消に向けた取組(千葉県船橋市)

・住民の主体的な学習ニーズと社会的要請を踏まえ、携帯電話事業等と連携したスマートフォンの講座の開設や、公民館職員によるスマホコンシェルジュサービス等、デジタルデバイド解消に向けた取組を推進。

現状・背景

- 公民館利用者からスマホの使い方に関する質問が多い(公民館職員の実感として)
- スマホやタブレットを利用したいのに使い方がわからない人が多い(利用者アンケート結果から)
- 国や本市の計画等におけるデジタル化及びDXの推進

⇒**個人の要望(住民の主体的な学習ニーズ)と社会的要請(地域で解決していくべき課題)に対応する取組が必要**



事業実施のポイント

- ①民間企業との連携
- ②EBPMの視点
- ③各取組の一体的推進
- ④持続可能な仕組み作り
- ⑤スモールステップ(できることから少しずつ)

デジタル・ディバイド対策講座 (R3~)

携帯電話事業者等と連携して市内の**全公民館(26館)で140回以上の体験講座を実施**

〔具体的な講座内容〕

- スマートフォンやタブレットの操作方法
- LINE、ZOOM等のコミュニケーションツールの使い方
- ネットショッピング、キャッシュレス決済の方法

公民館スマホコンシェルジュサービス (R3~)

公民館利用者からのスマホに関する質問に対応して公民館職員がサポート

市民スマホコンシェルジュ養成講座 (R4~)

デジタル・ディバイド解消のための**地域ICT人材を養成**
スマホに関する**市民の悩みを市民がサポート**

修了者にはボランティア講師としての活動が期待される

目指す姿

事業目標

市民がスマートフォンやタブレットを活用して日常生活に必要な情報を入手したり、利便性のあるサービスを活用できるようにする

事業評価

「端末・機器は持っているが使い方がわからない」又は「使い方がわからず端末・機器の購入に踏み切れない」ことが理由でインターネットを利用しない人を今後10年間で0にする(船橋市公民館利用者アンケート)

船橋市の目指す社会像

生涯をとおして自分らしく学び続け、学びの成果を活かすことができる社会の実現
【第三次船橋市生涯学習基本構想・推進計画の基本理念】

公民館における社会的包摂への寄与(東京都国立市)

・国立市では、障害者と健常者の交流を促進し、お互いの理解を促し、強制的理念を実体化。

経緯・概要

- 国立市ではこれまで、障害者青年学級等の活動を通じ、障害者の居場所づくりや社会参加支援の取組を実施。実践の観点として、“障害者のための活動”ではなく“障害の有無に関わらない活動”を志向。
- “障害者／健常者という枠組みを越えた「共生」の拠点”として、公民館を中核に据えて活動を推進。

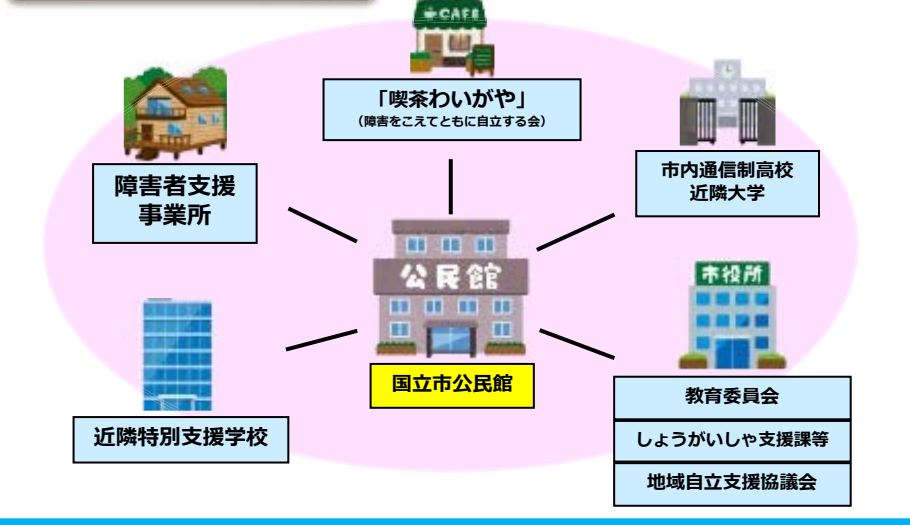


公民館内の「喫茶わいがや」

交流の観点からの工夫

- 公民館における障害者青年学級（「しょうがいしゃ青年教室」）、若年層を対象とした「青年講座」、市民グループが運営する公民館内の「喫茶わいがや」の取組が連動しながら、障害の有無に関わらず共に学び合い、活動する枠組みを構築。
- 「青年講座」の一つ、「パラスポーツ体験講座」では、「しょうがいしゃ青年教室」の知的障害者や、「わいがや」に関わるボランティア、一般参加者により、ゴールボール（障害者12名、健常者20名参加）、ボッチャ（障害者5名、健常者10名が参加）、シットングバレー（障害者8名、健常者17名が参加）を実施、多様な参加者が集う社会的包摂を目指した実践を展開。
- 例えば、ゴールボールについては、障害者も健常者もともにコート設営等の準備段階から取組み、活動中は互いに声を掛け合いながら、参加者全員がパラスポーツを楽しめるよう配慮される。講座終了後、有志が東京都ゴールボール連絡協議会主催の交流大会にも継続して参加。自主的な活動も支援。

実施体制



取組の成果

- 障害の有無に関わらず同じ空間でスポーツの楽しさを共有。継続的な取組に展開。
- 多様な人々が集まる公民館で、お互いの理解を促し、共生の理念を実体化。



シットングバレー講座



ボッチャ講座

※国立市HP資料等を元に文部科学省が作成

公民館における地域コミュニティの維持・活性化への貢献(愛媛県新居浜市)

・新居浜市では、地域住民が主導し、地域課題を解決するようなまちづくりが展開されている。

<泉川地域の課題>

- 1 地域福祉の充実
- 2 環境美化の推進
- 3 安全・安心の確立
- 4 健康づくり
- 5 子供の育ちを支える

新居浜市泉川公民館(愛媛県)



- 地域自ら課題を解決する「地域主導型」のまちづくりを目指し、「泉川まちづくり協議会」を設立。
- 公民館の職員が中心となり、まちづくり協議会の事務局としてコーディネート役を担う。

泉川まちづくり協議会

○ 生涯学習部会

- ・各部会が地域課題を解決するために、地域住民が啓発したい内容を持ち寄り、「泉川ふるさと塾」を開設。

○ 安全安心部会

- ・児童と住民と一緒に安全マップの作成
- ・児童と登下校の見守り隊と一緒に遠足
- ・消防団と連携した防災訓練の実施 等

○ 子ども支援部会

- ・地域学校支援本部の活動
- ・読み聞かせ活動 等



学習と実践を繋ぐ

○ 地域福祉部会・健康づくり部会

- ・食生活改善を目指した親子健康料理教室
- ・健康増進のための「泉川健康体操」
- ・医療費削減を目指したウォーキングの実施 等

○ 環境美化部会

- ・地域の花いっぱい運動の実施 等



人づくり+地域づくり

(出所)新居浜市教育委員会資料をもとに文部科学省作成

地域コミュニティに着目した他省庁の施策

農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業（農林水産省）

・中山間地域において、複数の農村集落の機能を補完する「農村型地域運営組織（農村RMO）」の形成により地域で支え合うむらづくりを推進するため、農村RMOを目指してむらづくり協議会等が行う実証事業等の取組や協議会の伴走者となる中間支援組織の育成等の取組に対する支援を実施

< 事業の内容 >

1. 農村RMOモデル形成支援
 地域協議会等が作成する将来ビジョンに基づく農用地保全、地域資源活用、生活支援にかかる調査、計画作成、実証事業等の取組を支援します。
 【事業期間：上限3年間、交付率：定額】

2. 農村RMO伴走支援体制の構築
 農村RMO形成を効率的に進めるため、中間支援組織の育成等を通じた都道府県単位における伴走支援体制の構築や、各地域の取組に関する情報・知見の蓄積・共有、研修等を行う全国プラットフォームの整備に対して支援します。

< 事業イメージ >

農村型地域運営組織（農村RMO）のイメージ

〇〇むらづくり協議会
 自治会・町内会、婦人会・PTA、社会福祉協議会など
 集落協定、集落営農、農業法人など

●複数の集落による集落協定等と自治会など多様な地域の関係者が連携して協議会を設立
 ●地域の結合により、農用地の保全、地域資源の活用、農村の生活支援に係る将来ビジョンの策定

農用地の保全、農業生産
 A集落 B集落 C集落 D集落 E集落 F集落
 集落協定 集落協定 集落協定 集落協定 集落協定 集落協定

農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業

農村RMOモデル形成支援
 【支援対象】 調査・分析、計画作成、実証事業等
 【事業対象分野】 農用地保全、地域資源活用、生活支援
 農地周辺・林地の草刈り作業、直売所を核とした域内経済循環、集落作業と併せた買い物支援

農村RMO伴走支援体制の構築
 全国プラットフォーム
 中間支援組織、中間支援組織
 地域、地域、地域、地域
 ワークショップ、研修会、先進地視察

< 事業の流れ >

国 → 都道府県 → 地域協議会 (1の事業)
 都道府県、民間団体 (2の事業) → 地域協議会

※下線部は拡充内容

重層的支援体制整備事業（厚生労働省）

・市町村が、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応し、包括的な支援体制を整備するため、Ⅰ 相談支援（市町村による断らない相談支援体制）、Ⅱ 参加支援（社会とのつながりや参加の支援）、Ⅲ 地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設 ※令和2年社会福祉法の改正により、令和3年4月から開始

Ⅰ 相談支援

包括的な相談支援の体制

- ・属性や世代を問わない相談の受け止め
- ・多機関の協働をコーディネート
- ・アウトリーチも実施

Ⅱ 参加支援

- ・既存の取組で対応できる場合は、既存の取組を活用
- ・既存の取組では対応できない狭間のニーズにも対応（既存の地域資源の活用方法の拡充）

（狭間のニーズへの対応の具体例）
 就業支援、見守り等居住支援
 生活困窮者の就業体験に、経済的な困窮状態にないひきこもり状態の者を受け入れる 等

Ⅲ 地域づくりに向けた支援

住民同士の顔の見える関係性の育成支援

- ・世代や属性を超えて交流できる場や居場所の確保
- ・多分野のプラットフォーム形成など、交流・参加・学びの機会のコーディネート

⇒新たな参加の場が生まれ、地域の活動が活性化

Ⅰ～Ⅲを通じ、継続的な伴走支援・多機関協働による支援を実施

地域運営組織の形成・運営（総務省）

・地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織。

地域運営組織に対する支援等

○地域運営組織に関する調査研究
 ・実態把握調査
 ・先進事例調査
 ・自治体職員向け地域別研修会の開催
 ・形成促進に向けた研修用テキスト、ワークショップの手引き作成 等

○地方財政措置（普通交付税・特別交付税）

1. 住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援【市町村】
 (1) 地域運営組織の運営支援
 (2) 住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援
2. 地域運営組織の経営力支援【都道府県及び市町村】

地域運営組織の活動事例

(特非) きらりよしまネットワーク（山形県川西町）

- ・高齢者のふれあいサロンや児童クラブ事業など住民の生活支援活動を実施。
- ・コロナの休憩スペースを利用した産直朝市を実施し、地元農産物の販売を積極的に行っている。

(特非) ほほえみの郷トイ（山口県山口市）

- ・移動手段のない高齢者や、一人暮らしで不安を抱えている高齢者をターゲットに、生活に必要な食料や日用品を届ける移動販売サービスを実施。
- ・移動販売車による地域内巡回は、買い物支援のみならず、高齢者の見守りの機能も果たしている。

「小さな拠点」の形成支援（内閣府）

・人口減少や少子高齢化が著しい中山間地域等でも安心して暮らし続けられるよう、地域住民自らが主役となり、地方公共団体やNPOなどの各種団体と協力して生活サービスを確保するための取組である「小さな拠点」づくりを推進。

取組イメージ

集落生活圏

- 例：地域資源を活かした作物を栽培、道の駅で販売
- 例：コミュニティバス等により交通手段を確保
- 例：道の駅での日用品販売や住民の活動拠点に
- 例：集落の女性組織による0次産直商品の開発
- 例：付加価値の高い農林水産物加工場
- 例：小学校の空きスペースや農校舎を福祉施設等に活用
- 例：小学校の空きスペースや農校舎を福祉施設等に活用
- 例：旧役場庁舎を公民館等に活用
- 例：小規模のスーパーを住民により運営

日用品等の販売、ガソリンスタンドの運営、産直市場の運営、カフェ・サロンの運営、移動手段の確保（公共交通）、買い物代行・宅配・見守りサービス

「地元の『公民館』元気プロジェクト」(明治安田生命)

概要

- 今後の公民館に求められる役割として所管省庁である文部科学省が掲げる「民間企業等やNPOとのネットワークの構築」のよりいっそうの強化・推進を目的として、「地元の『公民館』元気プロジェクト」を創設いたしました
- 具体的な支援として、民間企業のノウハウや健康分野の知見を活かした「MY定期講座」を公民館主催の講座に組み込んでいただいております

＜地域における社会教育のめざす姿＞



地元の『公民館』元気プロジェクト

公民館と民間企業等との幅広い連携・協働を実現することで
「地域コミュニティの持続的な発展を推進するセンター的役割」に貢献

全国公民館連合会さま

- 本プロジェクトにおける実施事項の普及促進に向けた公民館への周知・広報支援
- その他公民館機能のレベルアップに向けた実施事項の調査・研究

共同推進

明治安田生命

- 地域住民向けの定期講座等の開設、運営支援を目的にMY定期講座を提供
- 公民館との連携を希望する民間企業等とのネットワーク構築、ノウハウ提供

幅広く連携

自治体

地元大学

民間企業

NPO団体

具体的な支援内容

- 公民館が行なう地域住民向けの定期講座、講習会等の開設・運営支援を目的に、民間企業のノウハウや健康分野の知見等を活かした「MY定期講座」を提供しています

公民館における営利事業に関する規定・解釈について

・社会教育法第23条において、公民館における営利事業は制限がかけられているが、その範囲について、文科省は、「公民館が営利事業に関わることを全面的に禁止するものではない」旨周知している。

社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）

（公民館の運営方針）

第二十三条 公民館は次の行為を行ってはならない。

- 一 もっぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。
- 二（略）

過去の法解釈に関する文部科学省から自治体への事務連絡

■ 社会教育法第 23 条第 1 項の解釈の周知について（依頼）

（平成30年12月21付事務連絡 総合教育政策局地域学習推進課長）

（中略）法第二十三条第一項第一号では、公民館が「もっぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること」を禁止している。本規定の趣旨は、公民館が、法第20条に掲げる目的を没却して専ら営利のみを追求することや、特定の営利事業に対して、使用回数や使用時間、使用料等に関して優遇するなど特に便宜を図り、それによって当該事業に利益を与えることを禁止するもので、公民館が営利事業に関わることを全面的に禁止するものではない。（中略）